

## 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始（公告）

新設岡山盲・聾学校新校舎等整備基本設計・実施設計委託について、公募型プロポーザル方式により技術的に最適な者を選定する手続（以下「本件手続」という。）を次のとおり開始する。

令和7年4月17日

岡山県知事 伊原木 隆太

### 1 委託の概要

- (1) 委託名 新設岡山盲・聾学校新校舎等整備基本設計・実施設計委託
- (2) 委託内容 新設岡山盲・聾学校新校舎等整備に係る基本設計・実施設計
- (3) 履行期間 契約を締結した日から令和8年11月30日まで

### 2 参加資格に関する事項

本件手続に参加することができる者は、次の（1）から（7）までの要件のいずれにも該当する2者で構成され、かつ、（8）及び（9）の要件に該当する設計共同体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 岡山県測量及び建設コンサルタント業務等入札参加資格を有すること。
- (3) この公告の日（以下「公告日」という。）から契約締結の日までの間において、岡山県知事から建設工事等入札参加資格に係る指名停止又は指名除外を受けていないこと。
- (4) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に規定する一級建築士事務所であること。
- (5) 当該設計共同体への出資比率が30パーセント以上であること。
- (6) 本件手続について、2以上の設計共同体の構成員となっていないこと。なお、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合（以下「協同組合」という。）が設計共同体の構成員となって本件手続に参加する場合は、当該協同組合の組合員は、本件手続に参加することはできない。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 公告日において、設計共同体の代表者が、平成22年度以降に日本国内において工事がしゅん功した学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で、延べ面積が2,000㎡以上の新築又は増築工事に係る実施設計業務を直接受注し、完成させた1契約の実績（協同組合にあっては、当該協同組合が直接受注した実績に限る。）を有すること。なお、設計共同体の構成員としての実績は、当該設計共同体への出資比率が20%以上のものに限る。
- (9) 設計共同体の代表者以外の構成員は、公告日の前日において、岡山県知事に提出している建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第20条に規定する第5号書式の

所属建築士名簿（以下「所属建築士名簿」という。）に、管理建築士を含む一級建築士が5名以上記載されていること。なお、協同組合にあっては、所属建築士名簿に管理建築士を含む一級建築士が2名以上記載されている組合員を有していること。

### 3 手続等

#### (1) 担当部局

〒700-8570

岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県土木部都市局建築営繕課

電話番号 086-226-7508

#### (2) 説明書等、参加表明書等及び技術提案書の配布等

##### ア 配付資料

本件手続は、この公告のほか、説明書、評価基準及び参加表明書等作成要領（以下「説明書等」という。）に基づき、参加表明書及び参加資格確認書類（以下「参加表明書等」という。）並びに技術提案書を求めることで実施する。

##### イ 期間

令和7年4月17日（木）から令和7年5月13日（火）まで

##### ウ 場所及び方法

配付資料は、岡山県土木部都市局建築営繕課ホームページからダウンロードすること。なお、新設岡山盲・聾学校新校舎等整備基本計画書は、岡山県教育委員会ホームページからダウンロードすることができる。

・岡山県土木部都市局建築営繕課

<https://www.pref.okayama.jp/page/970161.html>

・岡山県教育庁特別支援教育課

<https://www.pref.okayama.jp/site/16/957840.html>

#### (3) 参加表明書等及び技術提案書の提出期間、提出場所、提出方法及び費用

##### ア 提出期間

参加表明書等は、第一次審査の提出書類として、令和7年4月17日（木）から令和7年5月13日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時までに提出すること。

また、技術提案書は、第二次審査の提出書類として、第二次審査の対象者として選定された旨の通知があった日から令和7年6月13日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時までに提出すること。

##### イ 提出場所及び提出方法

(1) の場所に持参すること。

##### ウ 費用

提出者の負担とする。

### 4 選考に関する事項

#### (1) 第一次審査

ア 提出された参加表明書等を、2に定める参加資格及び別に定める評価基準に基づいて書類審査し、参加資格を有するすべての者のうち評価値の高い順に5者以内の

者を選定することを基本とする。

イ 参加表明書等を提出した者が5者に満たない場合は、評価基準に基づく書類審査を省略し、参加資格を有するすべての参加表明書等の提出者を選定する。

ウ 上記により選定された者に対して、第二次審査の対象者として選定された旨を通知するとともに、選定されなかった者に対して、選定されなかった理由を付して通知するものとする。

## (2) 第二次審査

ア (1)により選定された者から提出された技術提案書に関するヒアリングを行い、別に定める評価基準に基づいて審査し、最優秀者及び次に優秀であった者(以下「次点者」という。)各1者を選定する。

イ 第二次審査では、第一次審査の評価値は考慮しない。

ウ 上記により選定した最優秀者及び次点者に対して、最優秀者又は次点者として選定された旨を通知するとともに、選定されなかった者に対して、選定されなかった理由を付して通知するものとする。

## 5 随意契約に係る見積書の徴取

最優秀者を当該委託に係る随意契約の見積書の徴取の相手方とするものとする。ただし、最優秀者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となった場合は、次点者を見積書の徴取の相手方とするものとする。

## 6 その他

### (1) 手続において使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。

### (2) 業務の規模

本件業務に要する費用として、約2億1千万円(消費税額及び地方消費税の額を含む。)を想定している。ただし、当該金額は、本件業務に係る契約金額を示すものではなく、業務の規模を示すものであることに留意すること。

### (3) 詳細は、説明書による。